

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

市川市長 村越 祐民

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市税条例等の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、市民税等の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市税条例等の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和2年3月31日

市川市長 村 越 祐 民

市川市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第16号

市川市税条例等の一部を改正する条例

(市川市税条例の一部改正)

第1条 市川市税条例(昭和29年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「みなし、これを」を「みなして、」に、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、

「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「名称。」の次に「第74条の3第1号を除き、」を加える。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第123条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第44項」を

「附則第 15 条第 38 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項を同条第 9 項とする。

附則第 11 条の 2 第 2 項中「平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第 12 条、第 13 条、第 13 条の 3 及び第 15 条第 1 項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 2 年度」を「令和 5 年度」に改める。

(市川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 市川市税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中市川市税条例第 24 条第 1 項第 2 号の改正規定を削る。

附則第 1 条第 4 号を次のように改める。

(4) 削除

附則第 1 条第 5 号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第 2 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(市民税に関する経過措置)」を付する。

附則第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の市川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの

個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、令和2年4月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、令和2年4月1日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第74条の3の規定は、令和2年4月1日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 市川市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第7条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第9条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(市川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 市川市税条例の一部を改正する条例(平成31年条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第4項中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。